東京都公安委員会告示第 2205号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第6項により弁明の機会を付与するので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8年 11月 10日

東京都公安委員会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目7番26号　有明フロンティアビルB棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和 8年 12月 8日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

岡部　勇輝	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-102-261020-204213）
株式会社ロボケン	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-107-261019-406409）
渡邉　大智	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-111-261019-428124）
内藤　巧	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-325-260311-405331）
鎌田　真矢	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-436-260918-424203）
前田　一矢	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-436-261006-212572）
森　久徳	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-772-261020-427115）
株式会社　Ｔ．Ｒ．Ｃ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-877-261021-426410）